

1 目的

原油等の価格上昇に伴い電気料金等が高騰している中、県内の事業所等で特別高圧電力を契約している中小企業者等や県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等に対して、支援金を給付します。

2 給付要件

(1) 支援金の給付対象

支援金の給付対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれかを満たす中小企業者等^{※1}です。

- ① 県内の事業所等で特別高圧電力^{※2}を契約している中小企業者等
- ② 県内の特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等(以下「商業施設等契約者」という。)

(2) 給付対象外

次のいずれかに該当する場合は支援対象者に該当しません。

- ① 他の特別高圧電力に係る支援金の対象業種を営む中小企業者等
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む中小企業者等
- ③ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体等
- ④ 暴力団、又その構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条に定めるものをいいます。)又は暴力団員と密接な関係を有し、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与している中小企業者等

※1 中小企業者等(交付要綱第2)

- (1) 中小企業者等とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項に規定する会社及び個人等を指します。

【中小企業要件表】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業・建設業・運輸業・その他 (下記に掲げる業種を除く)	3億円以下	300 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50 人以下

※ 上記表は、業種分類を示すものではありません。業種分類については、「9 別表1」をご参照ください。

※ その他の法人や組合、法人格のない社団等も上記表の要件に該当し、中小企業者と同等の規模で営利事業を営み、その事業収入について決算や確定申告を行っている場合は申請することができます。また、出資金等がない団体の場合は、従業員数で中小企業要件を判断します。

(例:特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人 等)

※ 以下のいずれかに該当する場合は(いわゆる「みなし大企業」)は、本支援金の中小企業等に該当せず、支

援金支給の対象外となります。

- ア 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- イ 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者
- エ 上記ア～ウと同等と判断される法人及び組合

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※ 「みなし大企業」ではないことの確認資料の提出について

申請者が法人の場合であって、他の会社から出資を受けている場合又は他の会社の役職員が役員に就任している場合は、①～⑥の確認資料を申請書とともにご提出願います。

- ① 出資元の会社の履歴事項全部証明書の写し(取得から3か月以内のもの)
- ② 出資元の会社の資本金が中小企業要件を超えている場合は、「常時使用する従業員の数」が中小企業要件に該当することが分かる資料
- ③ 出資元の会社からの出資割合が分かる資料(例:「出資関係図」(出資割合記載部分))
- ④ 申請者の「株主名簿」又は「出資者名簿」(出資割合記載部分)
- ⑤ 申請者の役員が他の大企業の役員又は職員を兼ねている場合、それが分かる資料
- ⑥ 出資会社の役員が他の大企業の役員又は職員を兼ねている場合、その割合が分かる資料

※2 特別高圧電力(交付要綱第2)

特別高圧電力とは、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条第1項第3号に規定する特別高圧です。

特別高圧: 電圧が七千ボルトを超えるもの

【電気契約内容が特別高圧であるか不明な場合には、契約業者または施設管理者へ確認をお願いします。】

3 対象経費及び支援金額

(1) 対象経費

支援対象者が特別高圧電力を利用し費用を負担した、令和7年7月分から9月分までの電気料金

(2) 支援金額

令和7年7月分、9月分 : 電気使用量1kwh あたり1.0円を乗じた額を給付

令和7年8月分 : 電気使用量1kwh あたり1.2円を乗じた額を給

※ ○月分の電気料金の定義:請求者が指定する請求月分の電気料金を指します。

例1)7/1～7/31の電気料金を7月分として請求があった場合は、7月分の電気料金とみなします。

例2)6/16～7/15の電気料金を7月分として請求があった場合は、7月分の電気料金とみなします。

例3)7/10～8/9の電気料金を7月分として請求があった場合は、7月分の電気料金とみなします。

(計算例) 令和7年7月～9月の3か月分請求の場合

① 7月分電気使用量: 1,234 kwh

$1,234(\text{kwh}) \times 1.0 \text{ 円} = 1,234 \text{ 円}$ (小数点以下切捨て)

② 8月分電気使用量: 1,234 kwh

$1,234(\text{kwh}) \times 1.2 \text{ 円} = 1,480 \text{ 円}$ (小数点以下切捨て)

③ 9月分電気使用量: 1,234 kwh

$1,234(\text{kwh}) \times 1.0 \text{ 円} = 1,234 \text{ 円}$ (小数点以下切捨て)

①～③計 **3,000 円**(千円未満切り捨て)が請求額となります。

4 支援金給付までの流れ

(1) 申請書類の取得

申請書類の様式は、岩手県ホームページからダウンロードするか、巻末の様式をご利用ください。

※ 様式は改正により第3期から記載項目等に変更が生じているものがありますので、改めてホームページからダウンロードするか巻末の様式にて提出ください。

(2) 支援金の給付申請

支援金の給付を希望する場合は、必要書類を作成の上、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書(様式第1号)に必要書類を添付して、6(3)記載の提出先へ提出してください。

※ 申請者が複数の事業所分の給付申請を行う場合は、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書(様式第1号)に全ての事業所分を記入の上、申請書を提出してください。

(3) 支援金の給付決定

申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金給付決定通知書(様式第4号)により、通知します。また、給付の決定をもって請求があったものとみなし、支援金を給付します。

(4) 支援金の給付時期

支援金の給付時期については、申請書類の提出から1か月程度を予定しております。なお、書類に不備・不足等があった場合等は、給付が遅れる可能性があります。

5 支援金の給付方法

(1) 給付方法について

支援金の支給方法は、一括払とします。

令和7年7月分～9月分を一括で受給するもの。

6 申請書類の提出

(1) 申請書類の提出期限

提出期限: 令和8年1月9日(金) ※必着

※ なお、本支援金は予算の範囲内での交付となります。予算の上限に達し次第、提出期限前に申請の受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 提出書類

ア 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書(様式第1号)

イ 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金に係る誓約書(様式第2号)

ウ 特別高圧電力使用電力量集計表(様式第3号)

※ 申請者が複数事業所の申請を行う場合は、「ア 特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書(様式第1号)」に全ての事業所を記入の上、事業所ごとの「ウ 特別高圧電力使用電力量集計表」を提出してください。

エ 履歴事項全部証明書の写し(取得から3か月以内のもの)

※ 個人事業主の場合は、本人確認書類の写し

例)運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)等

オ 使用電力量が確認できる書類

例)電気料金の請求書、商業施設等に入居している場合は貸主からの電気使用量明細書等

カ 電気料金の支払いが確認できる書類

例)電気料金の領収書、振替の場合は請求額と一致する振替が確認できる部分の通帳の写し等

※ 県外の同じ経営主体の商業施設に複数の店舗を有する場合で、他の店舗分も合算して振り込みしている場合は、通帳の該当する箇所を特定の上、申請店舗の金額が含まれる旨記入すること(例:R7.7月分含む)。また、その通帳の表紙と表紙の裏のページの写しを提出すること。

キ 特別高圧電力を契約している商業施設等から受電し、その費用を負担していることが確認できる書類

※ 商業施設等契約者に該当する場合のみ

例)商業施設等との賃貸借契約書の写し等

ク 雇用人数を確認できる書類

※ 2(2)※1記載の中小企業要件表のうち、該当業種と照合し、資本金の額又は出資の総額を上回る場合のみ

例)労働保険概算・確定保険料申告書、賃金台帳等

ケ 振込口座の銀行名、支店名、普通・当座の別、口座番号、名義人(フリガナ)が分かる部分の通帳の写し

(3) 提出先

次の提出先に郵送又は持参により提出してください。

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県商工労働観光部 経営支援課 商業振興担当(電話:019-629-5548)

※ 郵送で提出する場合には、封筒の表に「特別高圧電力支援金申請書在中」と朱書きしてください。

(4) 留意事項

提出された申請書類は返却しません。申請内容の確認等で連絡する場合もありますので、提出書類については必ず写しを取り、保管してください。

保管にあたっては、申請から5年間(令和13年3月31日まで)保管する必要があります。また、申請内容については必ずご自身で把握してください。

7 お問い合わせ先

〈お問い合わせ先〉

岩手県商工労働観光部経営支援課 商業振興担当

Tel:019-629-5548 Fax:019-629-5549 E-mail:AE0002@pref.iwate.jp

電話受付期間: 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

8 様式記入例

様式第1号（第5関係）

- ・文書番号は、申請者が事業所区別等が必要な場合のみご記入ください。
- ※不要な場合はご記入頂く必要はありません。
- ・申請日は必ずご記入ください。

第 号
令和〇年〇〇月〇〇日

岩手県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3

団体名 株式会社 岩手県

代表者氏名 岩手 太郎

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。

申請額等		
申請兼請求額 支給回数	金額 〇〇〇〇〇 円 ☐ 一括払 ☐ 分割払（ ☐ 1回目 / ☐ 2回目）	
事業所名・所在地 ※複数の事業所がある場合は、複数記入	事業者名：株式会社 岩手県 いわて営業所 所在地：岩手県〇〇市〇〇1丁目2-3	
法人：申請する会社 個人：申請する代表者	・申請者と事業所が異なる場合はご記入ください。 ・申請する事業所が複数ある場合、全てご記入ください。	FA 別紙1を参考にご記入ください。
中小企業要件の		
主たる業種分類	大分類：D 建設業	中分類：06 総合工事業
主な業務内容	建築リフォーム工事業	
資本金・出資金	〇〇〇円	
従業員数	正社員 〇〇人	パート等 〇〇人
連絡先		
担当者	岩手 花子	
電話番号	電話 019-〇〇〇-〇〇〇〇	
メール	Iwate〇〇@△△.△△	
住所 ※申請者住所と異なる場合のみ	〒02〇-1111 岩手県〇〇市〇〇3丁目4-5（店舗）	
口座情報		
金融機関名	〇〇銀行	金融機関コード：〇〇〇〇
本・支店名	〇〇支店	支店コード：〇〇〇
口座種別	☒ 普通 ☐ 当座	
口座番号	1234567	
口座名義（カナ）	カ）イワテケン	

※口座情報は、申請者名義の口座を指定してください（法人の場合、当該法人名義のもの）。

様式第2号（別表第2関係）

岩手県知事

- ・文書番号は、申請者が事業所区別等で必要な場合のみご記入ください。
- ※不要な場合はご記入頂く必要はありません。
- ・申請日は必ずご記入ください。

第 号
令和〇年〇〇月〇〇日

誓約書の代表者氏名は、自書にてご記入をお願いします。

住 所 〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3
団体名 株式会社 岩手県
代表者氏名（自書） 岩手 太郎

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金に係る誓約書

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第3に規定する支援対象者として、下記の項目を全て満たすことを誓約します。

記

- （1）本支援金の支給の申請に当たり、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金募集要項を確認し、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- （2）申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- （3）申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
- （4）無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
- （5）提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があることについて同意します。
- （6）申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- （7）申請者は、暴力団（※）でなく、またその構成員は暴力団員（※）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- （8）申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- （9）申請者は、関係法令を遵守しています。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定めるものをいう。

以上

- ・文書番号は、申請者が事業所区別等で必要な場合のみご記入ください。
- ※不要な場合はご記入頂く必要はありません。
- ・申請日は必ずご記入ください。

第 号
令和〇年〇〇月〇〇日

岩手県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 1 丁目 2 - 3
団体名 株式会社 岩手県
代表者氏名 岩手 太郎

特別高圧電力使用電力量集計表

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 4 に規定する使用電力量及び請求金額は以下のとおりです。

対象事業所				申請者と事業所が異なる場合はご記入ください。			
事業所名	株式会社 岩手県 いわて営業所						
所在地	岩手県〇〇市〇〇 1 丁目 2 - 3						
	令和 7 年 7 月分	令和 7 年 8 月分	令和 7 年 9 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	合計
使用電力量 (kwh)	3, 123	3, 123	3, 123				
請求金額 (円)	3, 123	3, 747	3, 123				
既受領済額							
今回請求額				9, 000			

- ※請求金額の合計は、千円未満切り捨ての額とする。
- ※複数の事業所に係る請求を行う場合は、事業所ごとに本集計表を作成すること。
- ※請求金額は、令和 7 年 7 月分、9 月分は、1 k w h あたり 1 . 0 円 を乗じた額
令和 7 年 8 月分は、1 k w h あたり 1 . 2 円 を乗じた額

請求金額は、千円未満切り捨ての額を記入してください。

9 別表

別表1 対象業種

大分類	中分類（又は小分類）
C（鉱業、採石業、砂利採取業）	05 鉱業、採石業、砂利採取業
D（建設業）	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
E（製造業）	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業
F（電気・ガス・熱供給・水道業）	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業
G（情報通信業）	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業

H（運輸業、郵便業）	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む）
I（卸売業、小売業）	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業
J（金融業、保険業）	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K（不動産業、物品賃貸業）	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業
L（学術研究、専門・技術サービス業）	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M（宿泊業、飲食サービス業）	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N（生活関連サービス業、娯楽業）	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業
O（教育、学習支援業）	81 学校教育 82 その他の教育，学習支援業

P（医療、福祉）	83 医療業
	84 保健衛生
	85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q（複合サービス事業）	86 郵便局
	87 協同組合（他に分類されないもの）
R（サービス業） 【他に分類されないもの】	88 廃棄物処理業
	89 自動車整備業
	90 機械等修理業（別掲を除く）
	91 職業紹介・労働者派遣業
	92 その他の事業サービス業
	（931 経済団体）
	（932 労働団体）
	（933 学術・文化団体）
	（939 他に分類されない非営利的団体）
	95 その他のサービス業

※総務省「日本標準産業分類（平成 21 年 3 月 23 日告示第 175 号（平成 25 年 10 月改定）」に基づく分類であること

10 様式

各様式については次頁以降のとおりです。

第 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
団体名
代表者氏名

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金申請書兼請求書

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり支援金の交付を申請します。

申請額等		
申請兼請求額	金額 円	
支給回数	☐ 一括払 ☐ 分割払（ ☐ 1回目 / ☐ 2回目 ）	
事業所名・所在地 ※複数の事業所がある場合は、複数記入	事業者名： 所在地：岩手県	
法人：申請する会社の電話番号等 個人：申請する代表者の電話番号等	電話	FAX
中小企業要件の確認		
主たる業種分類	大分類：	中分類：
主な業務内容		
資本金・出資金		
従業員数。	正社員 人	パート等 人
連絡先		
担当者		
電話番号	電話	FAX
メール		
住所 ※申請者住所と異なる場合のみ		
口座情報		
金融機関名		金融機関コード：
本・支店名		支店コード：
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座	
口座番号		
口座名義（カナ）		

※口座情報は、申請者名義の口座を指定してください（法人の場合、当該法人名義のもの）。

第 号
令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
団体名
代表者氏名（自書）

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金に係る誓約書

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 3 に規定する支援対象者として、下記の項目を全て満たすことを誓約します。

記

- （1）本支援金の支給の申請に当たり、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金募集要項を確認し、当該要項に記載のある要件を満たし、必要な書類を全て添付していることを誓約します。
- （2）申請内容の確認のため、報告や現地調査を求められた際には協力します。
- （3）申請に当たり添付した書類について、原本と相違ないことを証します。
- （4）無資格受給や不正受給が発覚した場合には、本支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等について公表等の措置が取られる場合があることに同意します。
- （5）提出した書類の情報等が、本支援金の事務のために第三者に提供される場合及び本支援金の支給等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があることについて同意します。
- （6）申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- （7）申請者は、暴力団（※）でなく、またその構成員は暴力団員（※）又は暴力団員と密接な関係を有する者ではなく、申請事業者の経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- （8）申請者は、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- （9）申請者は、関係法令を遵守しています。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定めるものをいう。
以上

令和 第 年 月 日 号

岩手県知事 様

住 所
団体名
代表者氏名

特別高圧電力使用電力量集計表
特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 4 に規定する使用電力量及び請求金額は以下のとおりです。

対象事業所							
事業所名							
所在地	岩手県						
	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	令和 年 月分	合計
使用電力量 (kwh)							
請求金額 (円)							
				既受領済額			
				今回請求額			

※請求金額の合計は、千円未満切り捨ての額とする。
※複数の事業所に係る請求を行う場合は、事業所ごとに本集計表を作成すること。
※請求金額は、令和 7 年 7 月分、9 月分は、1 k w h あたり 1 . 0 円を乗じた額
令和 7 年 8 月分は、1 k w h あたり 1 . 2 円を乗じた額

経 支 第 号
令和 年 月 日

住 所
団体名
代表者氏名

岩手県知事 印

特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金給付決定通知書
令和 年 月 日付で申請のあった標記支援金について、特別高圧電力利用中小企業者電気料金支援金交付要綱第 6 の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

支援金給付決定額 金 円